

## 【別紙2】 審査実施要領

# 審査実施要領

### 1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

### 2. 一次審査(配点：600点)

審査は南大隅町ホームページリニューアル事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」）において以下のとおり書類審査を行い、上位3位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が250点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

#### 2.1 基準点(150点)

- ・ 対象：CMS機能要件一覧【第5号様式】
- ・ 評価方法
  - (1) 提案CMSの対応状況を事務局が判定する減点方式とする。
    - ・ 「必須」の項目に×：失格
    - ・ 「推奨」の項目に△：該当1項目につき2点減点
    - ・ 「推奨」の項目に×：該当1項目につき3点減点

#### 2.2 提案評価点(350点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

企画提案書の各項目を評価・採点し、その点数を得点とする。

#### 2.3 価格点 構築費用(25点)

- ・ 対象：初期構築費用 見積書(任意様式)
- ・ 評価方法
  - (1) 費用見積書を採点する。
  - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は25点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝25点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

    - ※1：全提案者中最も低い見積価格
    - ※2：当該提案者の見積価格

#### 2.4 価格点 保守費用(75点)

- ・ 対象：保守費用 見積書(任意様式)
- ・ 評価方法
  - (1) 費用見積書を採点する。

## 【別紙2】 審査実施要領

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は75点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝75点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1全提案者中最も低い見積価格

※2当該提案者の見積価格

### 3. 二次審査(配点：400点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

#### 3.1 プレゼンテーション評価点(400点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

### 4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

(1) 日 時：令和8年7月上旬予定（別途連絡）

(2) 場 所：南大隅町役場 会議室（別途連絡）

(3) 出席者：1提案者4名以内

プロジェクトリーダー、メインディレクターは必ず出席すること

(4) 実施時間：1提案者40分以内（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）

(5) 表示する資料について

パワーポイントの使用を認める。なお、プレゼンテーション審査で使用する資料においては、会社名を表示しないこと。

(6) プレゼンテーションの内容

#### ①企画提案に関する説明

提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

なお、説明を求める項目は以下の通りであり、それ以外の項目については説明を求めない。

- ・ 本業務に対する取り組み方針
- ・ ユーザビリティの向上、デザイン・サイト構成
- ・ アクセシビリティへの対応（特にページ作成時の操作について）
- ・ 便利な機能の提案
- ・ データ移行と各ページの品質向上（現状からどのようなブラッシュアップを行うか）
- ・ 職員研修
- ・ 追加提案

## 【別紙2】 審査実施要領

### ②デモンストレーション

CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。

- ・ テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
- ・ 公開申請、承認フローの運用方法
- ・ 各課が作成したコンテンツの管理方法

### (7) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。ただし、郵送による提出で同時に郵便物が到着した場合は、審査会の判断により決定する。

### (8) その他

プロジェクター、スクリーンは町で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。なお、プロジェクターの型番、プロジェクターへの接続方式等は一次審査の結果通知内にて通知するものとする。

## 5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

### 5.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1) 一次審査を実施し合計点が250点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2) 一次・二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

### 5.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。